

令和4年第10回農業委員会総会議事録

令和4年10月14日（金）第10回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員14人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
			3番	宮本 武博	4番 赤井 勝利
	5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番 倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	
			12番	眞壁 勲二	13番 伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利

推進委員10人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾	9番	逸見 則夫
10番	奥津 賢司				

欠席委員	4人	2番	小田 正廣	10番	神山 順一	11番	宮脇 繁
		17番	奥津 忠和				

議事	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第41号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第42号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告事項	農地改良届について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	転用工事進捗状況報告について
	利用権設定中途解約について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	森本 裕子
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

森本局長	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第10回総会を開催いたします。本日の出席は、24名で欠席の方は2番小田委員、10番神山委員、11番宮脇委員、17番奥津委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。農地利用状況調査は順調に進んでおりますか。提出された人もおられるようですが、暑さ寒さが段々厳しくなるようですので身体に十分注意し、活動を行って下さい。さて、例年ですと視察研修の時期が来月になりますが、全体的に見ると半分がしないところ、3分の1ぐらいが行ったところ、今は検討中のところもあります。当委員会も今年度中には一度、視察研修を行いたいと思っております。農政部会長と部会を開き検討したいと思います。本日も、よろしくお願ひします。
森本局長	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、12番眞壁委員に先導をお願いいたします。
眞壁委員	「農業委員会憲章」の先導
森本局長	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは、ただいまから日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、4番赤井委員、5番小川委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第40号農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が1件ございました。1番は現地確認を10月5日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田2筆、畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を確保予定です。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人

は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は、設定された下限面積0.1aを超えておりますので該当はございません。第6号、貸借ではありませんので該当はございません。第7号ですが、譲渡人は管財人として申請地を売却するものであり、譲受人は市内に引っ越して、農地として耕作することから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。4番

赤井委員

4番赤井です。この件は先月の委員会で諮られたもので問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第40号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続いて議案第41号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第41号農地法第5条について、第5条の申請につきまして、1件申請がございました。第1番は現地確認を10月5日に行っております。場所は正田、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は露天駐車場です。転用理由ですが、新たに露天駐車場が必要となったため、申請地を駐車場として整備するものです。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は許可日から令和4年11月30日までです。価格は記載のとおりです。この申請地は、都市計画法に規定する用途地域内にある第3種農地準工業地域と考えます。農地区分と転用目的は問題ない

と考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地購入費・土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。 以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番。

伊達委員

13番伊達です。確認を10月7日に、逸見会長、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、広瀬橋を西へ300m行ったところがありました。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第41号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

「よろしい。」

全 員

会 長

それでは諮問不要とし、許可決定とします。続きまして、議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。

森本局長

今回、新規の貸し付けが6件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番上熊谷、田1筆、5年賃貸借、2番大佐大井野、田8筆畑2筆、10年使用貸借、3番大佐永富、田1筆、3年2ヶ月使用貸借、4番神郷高瀬、田2筆、3年2ヶ月使用貸借、5番哲多町荻尾、畑1筆、9年10ヶ月使用貸借、6番哲西町畑木、田1筆、5年賃貸借、尚、新規について4番6番は農地中間管理事業となっております。新規については以上です。

会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番から順次求めます。推進委員1番。</p>
谷岡委員	<p>推進委員1番谷岡です。確認日は、10月10日に赤井委員、眞壁委員としました。場所は、熊谷の●●●●の裏にあります。借受人は以前からこの田を耕作されており、今後ずっと作って欲しいと話があったため受けたそうです。以上です。</p>
後藤委員	<p>推進委員7番後藤です。2番は最後の利用権中途解約の関係もありますが、農業者年金を受けている関係で長男から次男に継続契約するものです。3番は、大佐中学校の南側から4枚目の圃場です。これも●●●●●●センター解約の関係です。以上です。</p>
信谷委員	<p>推進委員8番信谷です。確認は、10月8日仲田委員、大原委員としました。場所は、旧高瀬小学校から西へ300m行ったところがありました。今年は、ソバを作られておりましたが、来年からは水稻をされません。問題ないと思います。</p>
逸見委員	<p>推進委員9番逸見です。現地確認を10月8日、井藤委員、宮脇委員、小川委員、私と4名で行いました。場所は、県道北房井倉哲西線の哲多町南の端付近になります。農地は、半分がビニールハウスの骨組みがあり、あとは稲の切株がありました。</p>
奥津(賢)委員	<p>推進委員10番奥津です。確認日は10月7日、三上委員、奥津委員、私とで行いました。場所は、哲西支局から国道を東城方面に2キロ先の工業団地入口の左手にありました。管理されておりました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>これについて、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第42号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

森本局長	<p>全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>再設定が2件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。</p>
会長	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>(ありません。)</p>
会長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第42号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
小林主査	<p>全員賛成と認め、再設定は決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>農地改良届について、農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。第1番は確認を9月20日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田3筆でございます。理由でございますが、農作業効率化のため、高さの異なる3筆について部分的に嵩上げを行う、というもので、改良面積は記載のとおりです。期間は令和4年10月1日から令和4年12月31日までです。以上です。</p>
会長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。確認日は10月7日、奥津委員、奥津推進委員と行いました。場所は、国道182号線を哲西支局より左折し、鯉が窪方面へ1キロ行った右手の圃場です。昨年も申請され、更に上積みで良くなるようにとされておりました。以上です。</p> <p>続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。</p>

会 長

小林主査

法務局照会について、今回6件ございました。1番の場所は石蟹、確認を8月25日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は上熊谷、確認を8月25日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は時期不詳で宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。3番の場所は土橋、確認を9月8日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は令和4年9月2日から宅地となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。なお、これは令和4年5月総会にて転用許可を受けている件です。4番の場所は哲多町花木、確認を9月8日に行いました。登記地目は畑1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。5番の場所は哲多町花木、確認を9月8日に行いました。登記地目は田3筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。6番の場所は哲多町花木、確認を9月8日に行いました。登記地目は田畑各1筆、現況地目は原野という申請で、該当地は時期不詳で原野となっている、というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。以上です。

会 長

三輪委員

この件について、関係地区委員より報告を願います。推進委員5番。

推進委員5番三輪です。確認を8月27日に、逸見会長、伊達委員と私でしました。場所は、石蟹の●●●から旧道を北へ200m先に行ったところ左側山沿いです。問題ないと思います。

会 長

赤井委員

4番。

4番赤井です。確認は9月8日にしました。問題ないと思います。

会 長

藤本委員

続いて、9番。

9番藤本です。確認を9月12日にしました。家が建てられておりました。完了届の提出をお願いしました。

会 長

4 番を 8 番。

井藤委員

8 番井藤です。9 月 1 2 日に宮脇委員、小川委員、逸見推進委員、私と 4 名で確認しました。場所は、本郷の県道新見川上線●●●●バス停から石蟹へ抜ける道を 1.5 キロ行ったところ。全て原野となっております。

会 長

続いて、5 番をお願いします。

井藤委員

4、5、6 番全て谷底にある同じ場所でした。

会 長

ありがとうございました。

後藤委員

3 番は、なぜ令和 4 年 9 月と上がってるのですか。

会 長

事務局から説明します。

小林主査

3 番は、建物の登記が令和 4 年 9 月 2 日に完了したため、その期日から宅地となっております。5 条で転用許可を出したのですが、法務局に確認したところ、通常多いのは所有権変更後に譲受人から地目変更を受けますが、今回のように先に譲渡人から地目変更の申請があった場合、自動的に法務局照会を行うことになっている、と回答をいただいております。

後藤委員

1 番 2 番は 8 月のものですが 1 0 月に延ばさず、9 月に上げるべきではないでしょうか。法務局から何時頃、事務局へ届いたのですか。総会に出てくるのが遅いのではないのでしょうか。

小林主査

これを回答させていただいたのが、8 月 2 7 日確認ということで法務局にしております。8 月 2 0 日締めのを 9 月総会に上げるので今回の総会で報告させていただきました。

後藤委員

本来は、委員会で確認して報告していたことを法務局に早めたのですから、総会報告も早めればよいのではないですか。

小林主査

議案に間に合うような案件であれば、出来るだけ上げることでよろしいでしょうか。

<p>会 長</p>	<p>それでは、議案の締日には関係なく、報告事項については直近の総会で報告することにしましょう。次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>森本局長</p>	<p>農地転用期間変更届が1件でております。豊永宇山地内農地法4条、土量不足による工事期間変更となっております。以上です。</p>
<p>藤本委員</p>	<p>この件について、関係地区委員より報告をお願いします。9番。</p> <p>9番藤本です。9月12日に申請人と会いました。石灰工場の残土で埋めているのですが、そのダンプが来ないと話されました。又、令和5年7月までと変更しましたがこれも、まだ遅れるかもしれませんと返事がありました。以上です。</p>
<p>会 長 森本局長</p>	<p>次に、完了届について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>完了届が4件出ています。1番千屋井原地内、農地法第4条、駐車場、2番下熊谷地内、農地法第5条、木材置場及び駐車場、3番哲西町矢田地内、農地法第5条、車庫、4番豊永佐伏地内、農地法第5条、住宅及び駐車場となっております。以上です。</p>
<p>会 長 真壁委員</p>	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。順次1番からお願いします。</p> <p>推進委員2番真壁です。10月12日、小田委員と現地確認しました。駐車場が出来ておりました。以上です。</p>
<p>会 長 赤井委員</p>	<p>次に、4番。</p> <p>4番赤井です。10月8日、谷岡推進委員と確認しました。綺麗に整地が出来て完了しております。</p>
<p>会 長 三上委員</p>	<p>続いて、6番。</p> <p>6番三上です。10月7日、奥津委員2人と確認しました。</p>
<p>藤川委員</p>	<p>14番藤川です。10月10日に確認しました。住宅が出来ておりました。以上です。</p>

<p>会 長 森本局長</p>	<p>次に、転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>転用工事進捗状況報告が2件出ています。大佐大井野地内、農地法第4条、農地改良による嵩上げ、上熊谷地内、農地法第5条、木材仮置場となっております。</p>
<p>会 長 宮本委員</p>	<p>この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。3番。</p> <p>3番宮本です。10月7日に届出人と会い話をしました。本人が埋立作業をしているので、前回50パーセント出来ていると言いましたが、今は55パーセントぐらいしか進捗しておりません。本人が作業していることで時間がかかるそうです。</p>
<p>会 長 赤井委員</p>	<p>続いて、4番。</p> <p>4番赤井です。現在、森林組合が3カ年計画で借りておりますが、今は木材が出ていないので貯木状態はゼロ状態です。又、大きい山林を伐ったら置くそうです。</p>
<p>会 長 森本局長</p>	<p>続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>利用権設定中途解約合意書が1件出ています。大佐大井野地内、借受人を変更するためとなっております。こちらは、最初のほうにある第18条第1項の規定による許可申請の2番の方に、変更となっております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件については、よろしいですか。先程、利用権設定時に説明がありましたのでその通りです。</p> <p>続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(ありません。)</p>
<p>会 長 森本局長</p>	<p>続きまして、その他。</p> <p>それでは次回の総会ですが、11月18日(金)午後3時00分から、南庁舎1階会議室Cとなっております。また12月は15日(木)午前9時30分からで場所は南庁舎1階会議室Cでいかがでしょうか。</p>

会 長
仲田代理

他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。

(ありません。)

閉会を仲田代理にお願いします。

以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。

(閉会挨拶)

(閉会時刻 午前 10 時 20 分)

令和4年10月14日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____